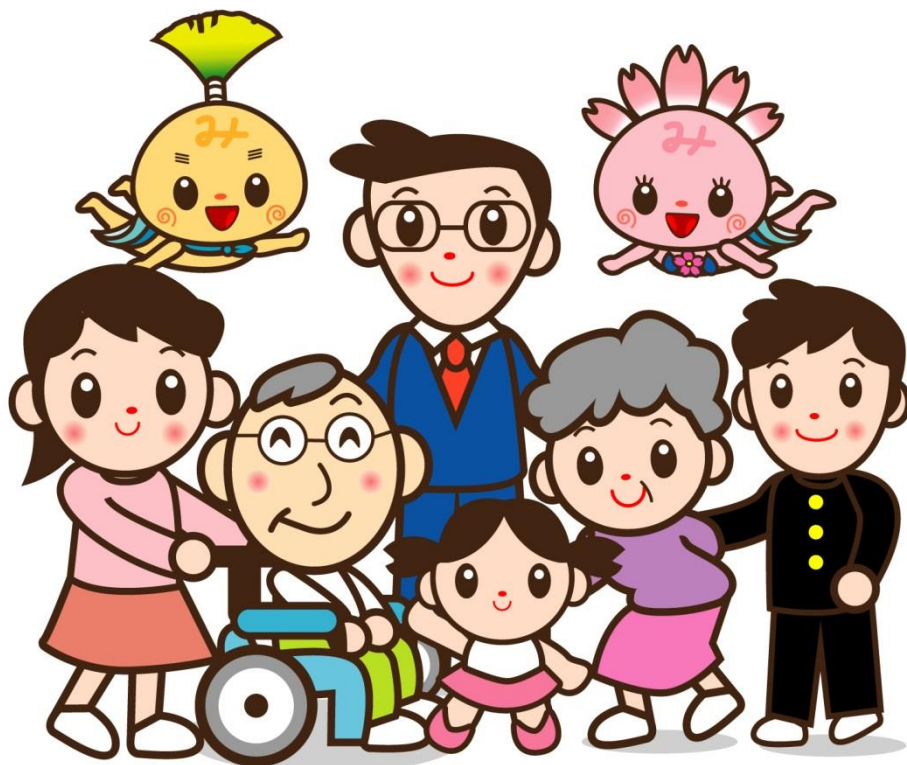


介護保険の住宅改修



三島市の介護保険被保険者で、要介護、要支援認定を受けている方にご利用いただけるサービスです。

まず、介護保険課（Tel 983-2607）又は
ケアマネジャーや地域包括支援センターに相談してください。



三島市介護保険課

介護保険住宅改修費

在宅の要支援・要介護認定者が、住所地の住宅(被保険者証記載の住所)にて、厚生労働大臣の定める住宅改修の種類に当てはまる改修を行い、心身の状況や住宅の状況等から必要と認められる場合、対象となる工事費用の9割相当額(※平成27年8月1日以降は、9割または8割相当額)が支給されます。

なお、**住宅改修費の支給には、工事着工前の事前申請が必要です。**事前申請せずに住宅改修が行われた場合、住宅改修費は支給されませんのでご注意ください。

○対象となる方

要支援1・2、要介護1～5と認定され、在宅で生活されている方

○支給限度基準額

20万円 住宅改修の対象となる工事にかかる費用の9割相当額を支給します。

なお、平成27年8月1日以降は、9割または8割相当額を支給します。

※原則として、支給限度基準額は20万円ですが、以前に工事した住所から転居した場合や「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合(下表1参照)は、再度20万円まで住宅改修費を支給することがあります。

表1

初めて住宅改修に着工した日の要介護等状態区分	3段階以上上がった要介護等状態区分
要支援1又は経過的要介護、旧要支援(第一段階)	要介護3(第四段階)、要介護4(第五段階)、要介護5(第六段階)
要支援2又は要介護1(第二段階)	要介護4(第五段階)、要介護5(第六段階)
要介護2(第三段階)	要介護5(第六段階)

○給付方法 (どちらの方法でも申請から支給まで2～3カ月かかります)

償還払い	被保険者が住宅改修費の対象となる工事費用の全額を住宅改修業者に支払い、市が支給対象となる工事費用の9割または8割相当額を被保険者の指定する口座に支給します。
受領委任払い	被保険者が住宅改修費の対象となる工事費用の1割または2割を住宅改修業者に支払い、市が支給対象となる工事費用の9割または8割相当額を住宅改修事業者の指定する口座に支給します。 ※市に同意書を提出している住宅改修事業者のみ対象となります。 ※原則として、新規申請中・入院・入所中の方は利用できません。

○対象となる工事の種類 支給の対象となる工事の種類は、次のとおりです。

工事の種類	内容
①手すりの取付け	<p>廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動の円滑化を目的として設置するものです。手すりの形状は、縦付け、横付け等適切なものとします。</p> <p>なお、福祉用具貸与の手すりに該当するものは除かれます。</p>
②段差の解消	<p>居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、床のかさ上げ等が想定されます。</p> <p>なお、取付け工事を伴わないスロープ、浴室内すのこ等は対象となりません。また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事も除かれます。</p>
③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	<p>転倒予防や移動をスムーズに行うため、床及び通路面の材料を変更するものです。具体的には、居室での畳敷から板製床材・ビニル系床材等への変更、浴室での滑りにくい床材への変更、通路面での滑りにくい舗装材への変更等が対象となります。</p>
④引き戸等への扉の取替え	<p>開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。</p> <p>ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は保険給付の対象とはなりません。</p>
⑤洋式便器等への便器の取替え	<p>和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する改修が一般的です。ただし、水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は保険給付の対象とはなりません。</p>
⑥上記①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	

○申請の流れ 償還払い・受領委任払いともに事前申請が必要です。

償還払い

- ① **住宅改修について担当ケアマネジャーや地域包括支援センター等に相談**
工が必要な箇所や内容について、被保険者、家族、施工業者、ケアマネジャー等で話し合い、改修内容や費用を了承してから申請してください。
- ② **住宅改修の事前申請 ※工事着工前に下記の提出書類を介護保険課に提出してください。**
 - ・介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書
 - ・住宅改修が必要な理由書または住宅改修が位置づけられたケアプラン
 - ・住宅改修にかかる費用の見積書
(※宛名は被保険者本人のフルネームで、社印を押印してください。)
 - ・予定改修箇所の撮影日がわかる写真
 - ・予定改修箇所の平面図等簡単な図
 - ・住宅所有者の承諾書(※住宅の所有者が被保険者本人以外の場合)
 - ・委任状(※住宅改修費の受領を委任する場合)

◎内容について審査し、被保険者に「支給申請確認書」を送付します。(通常1週間程度かかります)(注意)支給申請確認書送付後6カ月以上経過しても、やむを得ない事情等で工事に着手できないときは、市に取り下げ願いを提出してください。
- ③ **施行→完成**
「支給申請確認書」が届いたら、内容を確認の上、着工してください。
工事費用の全額(10割分)を支払い、領収証を受け取ってください。
(注意)住宅改修は、事前申請制であるため、無断で改修内容の変更を行うことは認められません。事前申請確認後に変更が生じ、そのまま工事を進めてしまうと、給付対象外となる場合がありますので、工事着工前に介護保険課へ事前にご連絡ください。
- ④ **完了届の提出 ※工事終了後、下記の提出書類を介護保険課に提出してください。**
 - ・介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修完了届
 - ・領収証の写し(※宛名は被保険者本人のフルネーム)
 - ・工事費内訳書
 - ・改修箇所の撮影日がわかる写真
- ⑤ **給付費の支払い**
内容について審査し、市で支給額を決定します。審査終了後、被保険者の指定する口座に支給します。振込前には決定通知書を送付しますので確認してください。

受領委任払い

◎同意書の提出 受領委任払いで住宅改修を行う場合、住宅改修事業者は三島市に介護保険住宅改修費受領委任払いに関する同意書を提出してください。

① **住宅改修について担当ケアマネジャーや地域包括支援センター等に相談**
工が必要な箇所や内容について、被保険者、家族、施工業者、ケアマネジャー等で話し合い、改修内容や費用を了承してから申請してください。

② **住宅改修の事前申請** ※工事着工前に下記の提出書類を介護保険課に提出してください。

- ・介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書
- ・住宅改修が必要な理由書または住宅改修が位置づけられたケアプラン
- ・住宅改修にかかる費用の見積書
(※宛名は被保険者本人のフルネームで、社印を押印してください。)
- ・予定改修箇所の撮影日がわかる写真
- ・予定改修箇所の平面図等簡単な図
- ・住宅所有者の承諾書(※住宅の所有者が被保険者本人以外の場合)
- ・介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費の受領に関する委任状

◎内容について審査し、被保険者に「支給申請確認書」を送付します。(通常1週間程度かかります)(注意)支給申請確認書送付後6カ月以上経過しても、やむを得ない事情等で工事に着手できないときは、市に取り下げ願いを提出してください。

③ **施行→完成**

「支給申請確認書」が届いたら、内容を確認の上、着工してください。

工事費用のうち被保険者の負担分(1割または2割分)を支払い、領収証を受け取ってください。

(注意)住宅改修は、事前申請制であるため、無断で改修内容の変更を行うことは認められません。事前申請確認後に変更が生じ、そのまま工事を進めると、給付対象外となる場合がありますので、工事着工前に介護保険課へ事前にご連絡ください。

④ **完了届の提出** ※工事終了後、下記の提出書類を介護保険課に提出してください。

- ・介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修完了届
- ・領収証の写し(※宛名は被保険者本人のフルネーム)
- ・工事費内訳書
- ・改修箇所の撮影日がわかる写真

⑤ **給付費の支払い**

内容について審査し、市で支給額を決定します。審査終了後、住宅改修事業者の指定する口座に支給します。振込前には決定通知書を送付しますので確認してください。

○よくある質問

Q1 介護認定の申請中でまだ結果が出ていないが、工事はできますか。

A 認定申請中に、事前申請し、住宅改修を行うことはできますが、住宅改修費は、認定結果が出た後に支給されます。

なお、認定結果が非該当の場合、住宅改修費は支給されません。また、原則として受領委任払いは利用できません。

Q2 入院中、入所中で退院(退所)のめどが立ったため、住宅改修を行いたいのですが。

A 入院(入所)中に、事前申請し、住宅改修を行うことはできますが、住宅改修費は、退院(退所)後に支給されます。

なお、退院(退所)されないことになった場合、住宅改修費は支給されません。また、原則として受領委任払いは利用できません。

Q3 親族宅で生活しています。被保険者証記載以外の住所での住宅改修はできますか。

A 住宅改修は現に居住する住宅が対象であるため、住所地の住宅(被保険者証記載の住所)のみが対象になります。住所を移す予定がある方は、あらかじめ介護保険課にご相談ください。

Q4 家族が住宅改修を行う場合、工賃も給付対象となりますか。

A 被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人または家族等により住宅改修が行われる場合、工賃は給付対象にならず、材料の購入費のみが給付対象になります。この場合、あらかじめ介護保険課にご相談ください。

○施工業者の選定

複数の住宅改修事業者から見積書を取り、比較・検討の上、施工業者を選定されることをお勧めします。

○申請場所及び問い合わせ先

三島市 介護保険課 介護保険係
411-8666 三島市北田町4番47号
電話 055(983)2607
FAX 055(975)3456

